

平成25年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果

施設名		東村山市立社会福祉センター			
導入年月日		平成18年4月1日	現行の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	
指定管理者		社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会	市所管課	健康福祉部地域福祉推進課、同部障害支援課	
指定管理料(25年度予算/24年度決算)		35,143,000円 / 30,687,524円			総合評価
シート項目	基本項目	<ul style="list-style-type: none"> ・授産事業(福祉作業所)の設置目的を十分理解し、実績を挙げている。 ・施設は、建築年数から老朽化しているが、予算を節約する中で健全な安全管理に苦慮されている。 ・窓口の情報提供にも苦慮している工夫している。 			A
	事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設としての社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員を法律の定めで配属、万全を期している。 ・職員の研修、危機管理体制も確立されているほか、職員の就労に関する法律も遵守されている。 ・文書管理・個人情報保護管理も徹底されている。 ・自主事業も配慮され、古本市が大成功 			A
	地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での存在は十分に理解されている。 			A
	施設維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化から、センター予算では対応できない案件が多く、市と日々協議しながら十分に配慮している。 			A
	経費の執行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の温度管理等で経費節約に励行している。 ・センターは社会福祉法人の一部門であり、決算が合体で公表され、単独では評価しにくい難点はある。 			A
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人として健全な経営がうかがえる。 			A
講評等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実行には専門性の高い知識が求められることから、社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員が配属され、万全を期している。 ・設備の老朽化は避けられず、指定管理者と市との施設の改修・修繕責任分担により、限られた予算の中で空調機、消防設備、階段滑り止め等を実施した。 ・自主事業も積極的に行われ、「大古本市」として過去最高の成果を収めた。常設の古書販売も地域還元施設として貢献している。 ・社会福祉センターの人件費、物件費等の全収支は、社会福祉協議会で最終管理され、月報はその一部の「授産事業」のみで、センター全体の評価には限界がある。 				

平成25年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果